

「適正取引の推進と生産性・付加価値向上に向けた自主行動計画」の改訂について（新旧比較）

1. 重点課題に対する取り組み（1）仕入価格の決定

	旧	新
①	お取引先様との合理的な根拠に基づいた、十分な協議を通じて決定します	同左
②	書面による交渉など、双方が確認できる体制の構築を推進します	同左
③	材料費・人件費などの大幅な変動などにより、取引価格の見直しに関する協議の申し入れがあった場合は、十分な協議を行います	追加: 材料費・労務費・人件費・エネルギーコストなどの大幅な変動などにより、取引価格の見直しに関する協議の申し入れがあった場合は、十分な協議を行います。
④	コスト削減効果を十分に確認して取引対価に反映します。また、お取引先様の努力によるコスト削減効果を一方的に取引対価へ反映しないよう配慮します。	同左
⑤	大量発注を前提とした割安な単価の見積もりを、その後の少ない発注数量の取引単価として一方的に取引対価を決めることがないよう注意します。	同左
⑥	発注した物品等を分割して納品させる場合には、その分割に係る保管費、運送費等の要素も考慮し、取引対価を決定します。	変更: 会員企業およびお取引先様は、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」(公正取引委員会)に掲げられている「事業者が採るべき行動/求められる行動」を適切にとった上で、取引価格を決定します。
⑦	サンプル品であっても、合理的な算定方式に基づき、下請事業者の適正な利益を含むものとなるよう、十分に協議して取引価格を決定します。	変更: 原材料費やエネルギーコストの高騰があった場合には、コスト上昇分と販売価格増加分を踏まえて協議し、適切なコスト全額の価格転嫁を目指します。
⑧	取引対価については、環境対応コスト等(衛生監査費用を含む)を考慮して決定します。	同左
⑨	荷主としてトラック運送業者が適正な運賃水準となるように配慮して取引対価を決定します。	同左

5. 普及啓発活動（2）一般社団法人日本チェーンドラッグストア協会の取り組み

	独禁法、下請法、大規模小売業告示、食品製造業・小売業の適正取引推進ガイドラインなど、適正取引に関するセミナーの開催やホームページを通じた周知により、会員企業を始め、同業他社やお取引先様への浸透を図ります。	独禁法、下請法、大規模小売業告示、食品製造業・小売業の適正取引推進ガイドラインなど、適正取引に関するセミナーの開催やホームページを通じた周知により、会員企業を始め、同業他社やお取引先様への浸透を図ります。 追加: また、会員企業におけるパートナーシップ構築宣言の実施を促進するため、会員企業に向けて、周知啓蒙と宣言の要請を行うこととします。
--	--	--